

家庭用

生徒ルールブック

静岡県立御殿場特別支援学校

小山分校

☎ 0550-76-7700

ルールブックについて

このルールブックには、御殿場特別支援学校小山分校の生徒が一人一人、充実した学校生活を送るためのルールが書かれています。

自分も、友達も、地域で生活する人達も大切にしながら、高校生活を価値のあるものにしていくために必要な内容です。

また、ここに書かれていない細かなルールや、マナーやエチケットなど、社会で生活していくために必要な約束もたくさんあります。

小山分校の生徒の一人として、地域の一人として、だれもが過ごしやすい社会や学校を作るためのヒントがたくさん書いてあります。よく読んで、困ったときや分からないときは一緒に考えながら、実りの多い学校生活を送りましょう。

目次

- 1 校内生活について
- 2 通学や交通安全について
登下校中の緊急時の対応の仕方について
- 3 持ち物について
- 4 携帯電話・スマートフォンについて
- 5 服装について
- 6 交友・外出について
- 7 余暇の利用について
- 8 禁止行為

1 校内生活について

- 1 登校後は、着替えをすませて8：30には教室で着席している。
- 2 欠席、遅刻、早退の時は、保護者が必ず連絡をする。
 - ・事前にわかっている場合、当日の8:00まではCOCOOを使って連絡をする。
 - ・当日の8:00以降は保護者が電話連絡をする。
- 3 登校から下校まで、無断で校外に出ない。

2 通学や交通安全について

- 1 交通ルールを守り、周りの人に迷惑がかからないようにする。特に、電車、バスの利用は乗車マナーを守る。
- 2 道路交通法（自転車通学者は乗車用ヘルメット着用努力義務）を守り、交通安全に心がける。
- 3 自転車通学する時には、「自転車通学届」を提出する。登録手続きを行い、登録ステッカーの交付を受けた車両でのみ、自転車通学をすることができる。
 ※自宅から最寄り駅まで自転車を使用する時にも「自転車通学届」を提出する。
- 4 交通法規を守り、事故が起こらないように十分注意する。万が一通学中に事故が発生したら、警察、家庭、学校に連絡をする。
 また、警察から交通違反切符等を渡されたときは、生徒課（交通担当）に報告する。

とうげこうちゅう きんきゅう じ たいおう し しかた
登下校中の緊急時対応の仕方

でんしゃ の おく でんしゃ おく
電車やバスに乗り遅れてしまった。電車やバスが遅れた。

いえ れんらく かくにん
家に連絡し、どうするか確認する。

そうげい つぎ ま じりき と ほ い
・送迎・次のバスを待つ・自力（徒歩）で行く

がっこう じぶん
学校にも自分から
れんらく
連絡する。

じょうきょう とうこうほうほう
・状況 ・登校方法

がっこう れんらく
学校に連絡する。

- とうこうほうほう たんにん せんせい つた とうこう じ
・登校方法を担任の先生に伝える。（登校時）
- いえ つ がっこう れんらく い げこう じ
・家に着いたら学校に連絡を入れる。（下校時）

ご て ん ば と く べ つ し え ん が っ こ う お や ま ぶ ん こ う
御殿場特別支援学校 小山分校 : 0550-76-7700

も もの
3 持ち物について

- 1 がくしゅう ひつよう も
学習に必要なものだけを持ってくる。
- 2 みぶんしょうめいしょ つね も
身分証明書は常に持つ。
- 3 きちようひん ていき さいふ けいたいでんわなど とうこうご じぶん かぎ
貴重品（定期・財布・携帯電話等）は登校後、自分のロッカーで鍵をかけ
かんり
て管理をする。
- 4 ふよう かね も
不要なお金は持ってこない。
- 5 きんしぶつ きけんぶつ も とき がっこう ほかん ほごしゃ と く
禁止物や危険物を持っていた時は、学校で保管し、保護者が取りに来る。
- 6 ほか こじん りゆう とき つ ど たんにん そうだん
その他、個人による理由がある時は、その都度、担任に相談する。

4 携帯電話・スマートフォンについて

○携帯電話・スマートフォンを持ってくる場合は、下記のルールを守ること。

- 1 届出は1年間の更新制とする。(変更がある場合は随時届け出をする。)
- 2 使い方については、家族と話し合い、ルールを決める。
- 3 登校後は電源を切り、鍵をかけたロッカーに入れる。
- 4 バスや電車など公共交通機関乗車中は、他の乗客に迷惑となるので、マナーモードにし、通話は控え、メール・ゲームは音が出ないようにする。
- 5 緊急時やトラブル発生時に、家庭や学校に連絡が取れるように、それらの電話番号を事前に登録しておく。

※携帯電話・スマホは緊急用のもの。

※友達同士でも保護者の許可無く貸し借りはしない。



- 6 使用上のマナーが守られなかったり、メールやインターネットサイトなどの使い方が悪かったりした場合、また、繰り返しの指導に対して改善がなされなかった場合には、使用を禁止することがある。

※メールやLINE、facebook、InstagramなどのSNSに写真を添付・掲載するなどの個人情報公開することや、他者の悪口を書き込むことはしない。

※写真や動画の撮影は必ず許可を取る。

※友達等に自分以外の連絡先や写真、やり取りした画面（スクショ）を本人の許可なく送らない。

※午後10時以降の使用はしない。

※ネット犯罪に巻き込まれないように十分注意する。

5 服装について

ご て ん ば と く べ つ し え ん が っ こ う こ う と う ぶ お や ま ぶ ん こ う せ い と み
○御殿場特別支援学校高等部小山分校の生徒としてふさわしい身だしなみを
こころが
心掛ける。

1 登下校は標準服を着用する。

(1) ワイシャツ、ブラウスは白^{はくしよく}色の無地無柄^{む じ む が ら}とし、清潔^{せいけつ}なものを着用^{ちゃくよう}する。

(2) ワイシャツの下^{した}には、白^{しろ}やベージュなどの無地^{む じ}の下着^{したぎ}を着用^{ちゃくよう}する。
(下着^{したぎ}の色^{いろ}がシャツの上^{うへ}から見え^みないように注意^{ちゅうい}する。)

(3) ワイシャツ、ブラウスはスラックス、スカート等^{なか かなら}の中に必ず^{かなら}しまう。

2 標準服着用^{ひょうじゅんふく ちゃくよう}時、校外^{こうがい}での学習^{がくしゅう}時（職場実習^{しょくばじっしゅう}、ローカルワーク）などの公^{こう}共^{きょう}の場所^{ばしょ}や場面^{ばめん}では、華美^{か び}でない靴^{くつ}を履^はくことが望^{のぞ}ましい。

3 登下校^{とうげ こう}時、防寒着^{ぼうかん ぎ}として、制服^{せいふく}の上^{うへ}にコートやウインドブレーカー、マフラー、手袋^{てぶくろ}を着用^{ちゃくよう}してもよい。ただし、室内^{しつない}では着用^{ちゃくよう}しないこと。

4 頭髪^{とうはつ}は衛生^{えいせい}に気^きをつけ、染髪^{せんぱつ}、パーマ、エクステ等^{など}の加工^{か こう}はしない。

5 ピアスやネックレス、化粧^{けしょう}やマニキュア、カラーコンタクトはしない。

6 その他^た、服装^{ふくそう}について個人的^{こじんてき}な事情^{じじょう}がある場合^{ばあい}は、保護者^{ほごしや}を通して担任^{と お たんにん}の先生^{せんせい}に相談^{そうだん}する。

ひょうじゆんふく (1) 標準服 (例) 個人に合わせた型を選択して着用する。

ふゆふく (冬服)

あひふく (合服)

なつふく (夏服)



◆ネクタイ、リボンはどちらを装着してもよい。



(2) ジャージ・体育着



(3) 作業着



(4) 通学靴

色は黒や紺を主としたもので、華美な配色やデザインは避け、歩きやすいものとする。

【例】



(5) 上履き・体育館シューズ・運動靴

上履き・体育館シューズは指定の物を着用する。運動靴の色は白、紺、黒を主としたものとする。

(上履き)

(体育館シューズ)

(運動靴(グラウンド用))



6 交友・外出について

- 1 友達と出かける場合は、「誰と」「どこへ」「何をするために」と、帰宅時刻を必ず保護者に伝えること。

※下校後に友達と遊ぶ場合は、一度自分の家に帰る。学校の帰りに、用事がある場合は、保護者に確認をとる。目的地に着いたとき、目的地から出るときに必ず保護者に連絡をする。

- 2 帰宅は日没までにすること。(夏：6～7時 冬：5時)

- 3 保護者に無断の外泊はしない。



- 4 夜中に散歩しない。

※静岡県では、午後11時～午前4時の間、18歳にならない人は外出してはいけない規則です。

- 5 男女の交際については、保護者に相談すること。



7 余暇の利用について

自分の身の安全を守るためにも、これらの規則を守りましょう。

○保護者の了解のもと、生徒同士で利用してよい施設・場所○

えいがかん
映画館



せいとどうし りよう
ボウリング場



しせつ ばしよ
バッティングセンター



△保護者同伴なら許可される施設△

きっさてん
喫茶店



カラオケボックス



ゲームコーナー(ショッピングセンターの中)



×許可されない施設(保護者同伴でもダメです)×

ビリヤード・ダーツ



ゲームセンター



インターネットカフェ



まんがきっさ
漫画喫茶



パチンコ店



いさかや
居酒屋



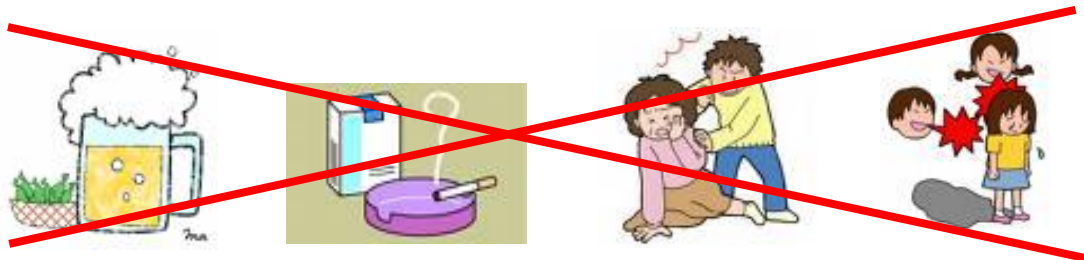
など

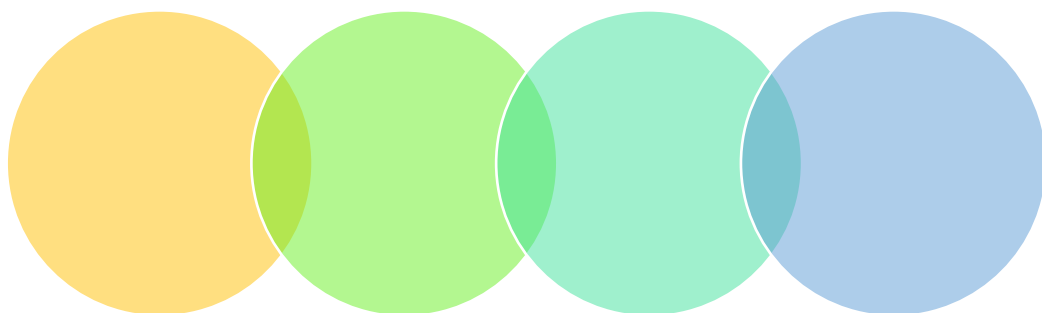
※法律や条例で18歳未満立ち入り禁止の施設やお酒を専門に扱うお店等

※18歳に達しても、在学中は利用禁止

8 禁止行為

- ・ 人権侵害行為（いじめ・差別・メール・SNS での誹謗・中傷 など）
- ・ 暴力行為（たたく・殴る・蹴る など）
- ・ 脅迫強要行為（他人を脅すこと・無理やりさせること など）
- ・ 破壊行為（他人の物や公共の物をこわすこと）
- ・ 不健全交友（交遊）不健全施設等への立ち入り
（禁止されている場所への出入り、男女間を問わず節度に欠けた付き合い方をする）
- ・ 飲酒（酒を飲むこと・飲ませること・酒を持ち歩くこと）
- ・ 喫煙（吸うこと・吸わせること・たばこやライターを持ち歩くこと・電子タバコ等の類似品は喫煙行為に含む）
- ・ 窃盗、万引き（人の物を勝手にとる・お金を払わずに持ってくる）
- ・ 交通違反（無免許運転、暴走行為）
- ・ 車、バイクの運転免許の取得





令和6年4月